

要　　望　　書

全国司法書士女性会

会長　　大城節子

私たち全国司法書士女性会は、選択的夫婦別姓制度の早期実現を強く望みます。また、司法書士が婚姻により姓の変更を行い、旧姓使用で業務を行う場合に、公的証明書を旧姓により発行していただきたく要望いたします。

女性が社会で活躍するために、その姓の変更の不利益を解消していただきたい。

1、選択的夫婦別姓制度の早期実現について

女性が婚姻等により姓の変更を行う場合、それまでに使用してきた姓名は個人の特定に不可欠であるとともに、のれん、看板名という財産的価値を有することとなる。この財産的価値を維持しつつ、婚姻後においても業務を継続するためには、選択的夫婦別姓制度を認めていただきたい。

2、婚姻により姓が変更した場合に、旧姓使用制度により業務を旧姓で行う場合について、 公的証明書（印鑑証明書、免許証、パスポート等）を旧姓で発行していただきたい。

（1）、方法

住民基本台帳法7条の改正により、「旧姓により公的証明書の発行を求める」と記載する場合には、公的証明書の発行を一律旧姓によること。

また、そのために、印鑑証明書、免許証、パスポート等について、各法律の改正を行う。

（2）、理由

司法書士の場合、婚姻等において姓が変更した場合、旧姓使用制度を利用することにより看板、名刺の使用を継続し、これまでに築いてきた顧客に対する信頼などの財産的価値を維持することができる。しかし、銀行においては、旧姓による通帳発行には対応されておらず、旧姓使用を行っていることから、職務上の姓と銀行通帳の姓が異なる理由を、取引や業務ごとに顧客に説明する不便を強いられる。

例えば、1日に3件の売買契約に伴う取引を行った場合、その振込口座との違い、婚姻、離婚により姓が変更したこと及び旧姓使用制度を利用していることを、1日に3度顧客に説明しなくてはならない。

また、成年後見制度においても、業務上旧姓使用を行った場合に成年後見登記においては、戸籍名でしか登記できず、業務のたびに説明する必要が生じる。これは、司法書士法人登記においても同様で、理事の氏名は、戸籍上の姓でしか行えず、業務上の姓との登記上の姓の違いの説明が取引のたびに必要となる。

女性司法書士が社会で活躍するうえで、姓名変更の不利益を解消していただきたい。

(3)、他の士業

弁護士においても司法書士と同様に、業務ごとに銀行通帳の氏名と異なる理由の説明を求められる。また、破産管財業務においても同様である。

公認会計士の場合、社外監査役における氏名が、旧姓の業務上の姓ではなく、変更後の戸籍名でなくてはならないという不便が生じる。今後、女性公認会計士の活躍が望まれる中、旧姓で活躍する公認会計士が増加することから、必要性が高まることが予測される。

税理士の場合にも、司法書士と同様の不便が予測される。

医師や大学教授の場合には、旧姓での学術論文などの氏名と変更後の姓の不一致が生じる。

(4)、一般企業において

企業では、結婚離婚等の姓の変更を公にせずに、旧姓で業務活動をおこなうことは、これまでの顧客を保持し、かつ、自らのプライバシーを公にしたくない場合、年金手帳、健康保険などについても、旧姓で行う必要がある。

2014年9月27日総会決議